

総務文教委員会記録

[第2日目]

1 日 時 平成31年3月18日(月曜日)

開 会	午前 9時58分
休 憩	午前10時29分
再 開	午後 0時04分
休 憩	午後 0時21分
再 開	午後 1時08分
休 憩	午後 2時39分
再 開	午後 3時44分
散 会	午後 5時20分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 10人

委員長	高 田 重 信
副委員長	高 道 秋 彦
委 員	金 谷 幸 則
//	上 野 蛭
//	江 西 照 康
//	東 篤

// 堀 江 かず代
// 赤 星 ゆかり
// 村 上 和 久
// 高 見 隆 夫

4 欠 席 委 員 〇 人

5 説明のため出席した者

【議会事務局】

事務局長	島 静一
事務局次長	岡地 聡
参事（庶務課長）	金山 靖
議事調査課長	福原 武
庶務課主幹	鳥取 則子

【監査委員事務局】

事務局長	恒川 哲二
参事（次長）	中島 善一

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	作田 正樹
次長（事務局長代理）	荒木 英仁

【企画管理部】

部長（選挙管理委員会事務局理事併任）	西田 政司
未来戦略企画監	山添 俊之
部次長	前田 一士
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	田中 伸浩
法務専門監	福島 武司
情報企画監	小倉 康男
参事（公共施設マネジメント・PPP推進担当）	渡辺 康裕
参事（政策秘書担当）	大沢 一貴
参事（ガラス美術館次長）	関野 孝俊
参事（ガラス美術館副館長）	木村 昌弘
企画調整課長	山本 貴俊
行政管理課長	大野 満
職員課長	杉本 周児
秘書課長	鎌田 泰史
広報課長	中村 敏之
情報統計課長	藤沢 晃
文化国際課長	片山 建
未来戦略室長	森 俊彦
富山外国語専門学校事務長	井上 剛秀
富山ガラス造形研究所事務長	野 恒寿
公文書館長	岡本 繁信
職員研修所長	高田 まどか
企画調整課主幹（調整担当）	開発 則幸

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長

牧野 仁美

議事調査課主査

酒井 優

議事調査課主任

桂川 卓也

7 会議の概要

委員長 ただいまから、総務文教委員会を開きます。

〔傍聴の申込み（5名）について諮る
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 これより、議会事務局所管分の議案の審査を行います。

議案第1号 平成31年度富山市一般会計予算、第1条歳入歳出予算中、歳出第1款議会費

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

議会事務局長 〔挨拶〕

庶務課長 〔予算に関する説明書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

赤星委員 今、御説明がありました旅費について、議会改革検討調査会の先進地視察に係る費用を削

減したということですが、今年度初めて視察に行ったわけで、まだ調査が終わったとは思っていません。今年度の視察先は3市議会でしたが、わざわざ議会基本条例をつくっていない熊本市議会と福岡市議会、あと1カ所は議会基本条例をつくっている下関市議会でした。

来年度は視察費用がないということですが、もし議会改革検討調査会でやっぱりもっと先進地の視察が必要だということになれば、年度途中で補正予算で対応するというのも考えられるのでしょうか。

庶務課長

議会改革検討調査会において、視察項目が何かあれば、当初予算要求に向けて検討されたと思っています。今回予算要求がなかったというのも、当初の目的を達成したという理由でした。

視察項目が出てくれば、補正予算での予算要求の検討が必要かもしれないと考えております。

委員長

ほかにはないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第1号中議会事務局所管分の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第1号中議会事務局所管分を採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって本案件は、原案可決されました。

以上で、議会事務局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、委員会に付託されました請願の審査を行います。

平成31年分請願第2号 政務活動費の完全後払いを求める請願を議題といたします。

請願文書表は、お手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に請願文を朗読させます。

事務局

〔請願文を朗読〕

委員長 それでは、政務活動費の後払いに関するこれまでの検討の経緯について、当局から説明を求めます。

庶務課長 これまでの経緯について改めて御説明させていただきます。

平成28年度の政務活動費に係る一連の事案を契機として、富山市議会として政務活動費の適正化に取り組むため、政務活動費のあり方検討会を設置されました。

平成28年9月から平成29年2月までの間に計9回の政務活動費のあり方検討会が開催され、全会派により、チェック体制の強化や透明性の向上、額のあり方などについて協議が行われ、その結果、政務活動費の新運用指針と策定に当たっての基本的な考え方の決定がなされ、平成29年4月24日の改選後から現在に至るまで、新たな手続に基づいて、政務活動費が執行されているところであります。

また、平成29年度から平成30年度にかけて、政務活動費のあり方検討会は計9回開催され、各会派の運用実態を踏まえ、運用指針の内容が改善されるとともに、第三者機関の設置や休止について合意形成が図られてきました。

本請願の趣旨にある「政務活動費の完全後払い制」については、新運用指針策定時の方針としては一定期間運用し、それでも不備が見られる場合に改めて検討を行うこととされており、平成29年度以降は、検討会での協議事項として取り扱われた実績はございません。なお、今回と同様の内容が含まれている請願としては、平成29年12月定例会で平成29年分請願第16号 政務活動費の議員個人への完全後払いに向けた請願が提出されておりますが、不採択となっております。説明は以上でございます。

委員長

この後、本請願の審査は討論・採決となりますが、本請願について、御意見またはただいまの当局の説明に対する質疑はありませんか。

赤星委員

請願者がきょう傍聴においでになっておられますので、直接、御意見を伺ったらいと思います。

先日の議会運営委員会で、議会基本条例の制定を求める陳情の審査において、意見陳述のために陳情者を参考人として呼ぶことが全会一致で決まりました。

総務文教委員会でも、参考人として請願者の意見を聞く機会を持ってほしいと思います。

江西委員 赤星委員が紹介議員になっておられますので、赤星委員に紹介議員として何点か質問させていただきたいと思います。

請願者の方はあくまでも一市民の方でありますので、私自身、質問するにもなかなか聞きにくいこと等があります。請願内容をより理解して、今回紹介議員になった赤星委員へ質問させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 まずは、赤星委員の動議についてです。ただいま赤星委員から、請願者の参考人招致の動議が提出されました。これより、請願者の参考人招致の動議を直ちに議題とし、委員会条例第56条により、採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、お諮りいたします。ただいまの請願者の参考人招致の動議に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手少数であります。

よって、請願者の参考人招致の動議は否決されました。

次に、江西委員の発言について、赤星委員は委員会のメンバーでありますので、これを認めます。

江西委員

それでは、紹介議員である赤星委員に何点かお尋ねしたいと思います。

請願文書表の理由の2行目「議員活動として何か対応するのに資金の必要性が生じた場合」とあります。私ども議員は、今やどこにお酒を飲みに行っても、「領収書は要りますか」という冗談を言われることがあります。

現在、この政務活動費は本来使えるかもしれない費用、例えば車のリース代や個人的な事務所の費用など、そういったものについては富山市の政務活動費の運用指針では認めていないところがあります。

私ども富山市議会として何か議員活動をする際に、法律で認められているか認められていないかではなくて、政務活動費の運用指針に沿うか沿わないかというものがまず一番大きなところであるかというふうに思いますが、その点については請願者と何かお話をされたことはありますか。

赤星委員 質問の意味がちょっとよくわからないのですが。

江西委員 すみません、私の説明が悪かったと思いますのでもう1度言います。

請願文書表の理由に、「議員活動として何か対応するのに資金の必要性が生じた場合」という前提条件が書いてあります。

富山市議会では、法律よりもさらに厳しい運用指針というものをつくって、その中で政務活動費を支払えるか、支払えないかということ、私が市議会議員の補欠選挙で当選してきてから2年半、真剣に議論してきたところでもあります。

したがって、こういった話が大幅後退してしまうようなことですので、この表現等について何かお話されたことがあるのかということをお聞きしております。

赤星委員 請願者の方とは何度となく意見交換もしておりますし、今回の請願文についてもお話をいたしましたし、質問するところは質問しています。

「議員活動として何か対応するのに資金の必要性が生じた場合」というのは、私自身や私どもの会派の活動に当てはめて考えると、何

か必要性が出てきてぱっと動くときに、これは法律に合っているかとか、これは運用指針でお金が出るかなどとは一々考えないわけです。必要に応じて調査活動などを行います。後から、調査費や広報費、広聴費など、政務活動費が出るものは、報告書と領収書等をつければ政務活動費を充てられる。

そういうものが本当にシンプルで、請願者のおっしゃる機敏な議員活動だと思っておりますので、そういうことを言っているわけです。

江西委員

赤星委員の今の説明はその次の文章について、「政務活動費として使えるかどうかに関係なく」ということの御説明でした。その前提としての表現は、私が先ほど言ったとおりの表現をぜひ検討していただければ、なおよかったのではないかなというふうに思います。続いて、請願文書表の理由の4行目の「ここで使用した代金の領収書から、政務活動費として計上できるものを自ら精査したうえで請求し、その分を政務活動費として後から受け取るというものです」というところですが、これはイメージとして、領収書を出して精算するという、どちらかというと、一般の企業でたまにそういったところもあるかもしれませんが、そのようなものを想定している表現

でしょうか。

赤星委員

一般的にはそうだと思います。

加えて、市議会の政務活動費の場合は公金ですから厳格な運用が必要です。ここでは、現在やっているような事後報告書などをつけて審査をしていただくということもあわせて行えばいいということです。

江西委員

その2行ほど後に、これで何も入る余地がないというふうなことが書いてあるわけですが、これは政務活動費のあり方検討会でも検討されて、結局は今、事前申請の書類というものを提出して、今まで第三者機関にチェックしていただいております。

事前申請では、交通費等はできる限り安いものを使っているか、また、例えば視察のスケジュールであれば日帰りできるのか、そういった行程を事前計画として提出して全てチェックされておりました。

この手法をとれば、例えば東京に別の用事があって行って、その間に政務活動を入れていて、政務活動の領収書を使っても、それをスルーしてしまう機構になってしまいます。せっかくいろいろなことを築き上げてつくった厳格なルールを壊す意味合いが大変強いと思

いますが、その点についてはどのようにお考えですか。

赤星委員

私は厳格なルールを壊すものだとは考えていません。現在の運用指針を厳格なルールのものにしたのは、先ほどありましたけれども、一連の政務活動費の不正問題があったからです。あのときは、つくっていないものをつくったように見せかけて請求する架空請求や、水増し請求、また宴会だったものを報告会として違った領収書をつくらせて提出するなど、そういった不正があったわけです。

今、江西委員がおっしゃったような、視察に行つて、間に私用が入つてとか、そういったことは後から正直に報告して、案分するものは案分して、充てられないものは充てられないと、そういうふうな事後審査で十分できると思っています。

江西委員

なるほど、議員の良心に委ねるところだという話だと思えます。

請願文書表の理由の9行目に「ましてや第三者にその判断を委ねるなど、機敏な議員活動においては、妨げになる要素としか捉えられませんでした」とあります。御本人の「捉えられません」ではなく、「捉えられませんでした」

という社会的な視点がちょっと入ってきております。

これは大変残念な表現ですけれども、赤星委員も本当にこのように第三者機関のチェックを妨げとなる要素しかなかったというふうにお考えでしょうか。

赤星委員

これは請願者の表現であって、必ずしも全ての表現が紹介議員と一致するということではありません。

請願者がこういうふうに言うておられるということであって、私どもとしては、以前から第三者機関を設置すべきだと主張してきました。その内容については、一般市民の方に、こういう使い方はどうかというところを見ていただくための第三者の機関という意味で言っていたのですけれども、今、実際設置されているのは公認会計士による第三者機関であって、提出された事前審査の書類に基づいて、議員の政務活動の計画書の内容が運用指針に合致しているかどうかを見ていただいています。そういう第三者機関であって、これはもうそれぞれの会派が責任を持って行いましょうということで、今度休止することが決まりました。

市民の方から見れば、機敏な議員活動をする

ときに、一々そうやって第三者に見てもらわないと議員は動けないのかというふうに思っておられることから出た表現だと思います。

江西委員

この2年間、最初こそなれなかったのですが少し大変なところもあったかもしれませんが、事前計画を提出して事前審査をしてもらうことが、それほど機敏な議員活動の妨げになるような内容だったと、そもそもお考えですか。

赤星委員

妨げといたしますか、私たちの場合、必要があって急に調査に赴く場合もしばしばあります。今の運用指針では、その過程で発生した費用などは、事前審査を行えなかった経緯書や理由書などを作成して会派内で責任者に判こをもらって、後から書類を提出して政務活動費をいただくという手続になっております。本来の仕事をしたいのですが、そういった手続をどうしてもしなければ政務活動費を充てられないということで、皆さんはポケットマネーから出しておられる部分もあると思います。したがって、そういった姿を見て、請願者の方は、それが機敏な議員活動の妨げになっているのではないかと、もっと機敏に動いてほし

いと。そして不正でない正当な活動—「政党の」ではないですよ—正当な議員活動だと認められるものには政務活動費をきちんと使ってほしい、こういう思いで提出されているので、ぜひ御理解願いたいと思います。

江西委員

そのようにお話しになっても、これは私どもが当事者であるわけです。公金を使うわけですから、これが大変だということは残念ではないかなと思います。

また、その次の行に、「第三者機関の休止に至ったことは、大いに評価するところ」とあり、これだけ読めば私も同じ思いがあるわけです。

ただ、その理由が今の前文に係るところであれば大変残念であって、評価されるべきは、第三者機関を置かなくても的確にできるようになったと第三者機関が評価してくれた現状のシステムに重点が大きくなるのではないかと思います。

現状は、議員がそれぞれ立案、計画したものを会派内でチェックします。会派内でチェックしたものを、今までは第三者機関にチェックしてもらっております。そこで承認されたものを実施して、さらにその後、報告書を提出して、それを第三者機関が事後審査として

チェックしております。ここで初めて会派のお金を動かしてもいいですよという精算指示が出て精算できる、という非常に厳格な仕組みになっております。

過去の履歴を見ますと、共産党だけが第三者機関の承認前にうっかり支出したというものが16件ありましたけれども、その他は第三者機関がチェックしない限り精算を行っていないのではないかなと思います。

赤星委員には大変厳しい基準だったのかもしれませんが、やはり公金を扱う者として、これを緩くしようとか、そういった仕組みというのは……。請願文には「完全後払い制を導入してこそ」というふうに書いてありますが、決してそうではないというのはよくよく御存じではないかと思うわけです。

それも踏まえた上で、紹介議員になるところで、ぜひ検討していただけなかったのかなというふうに思うところであります。

私からの質問等は以上です。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

次に、念のために確認いたしますが、本請願を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、引き続き、審査を続けます。
これより、平成31年分請願第2号の討論に入ります。
討論はありませんか。

赤星委員

私は、この政務活動費の完全後払いを求める請願の採択を求め、賛成討論をいたします。
先ほどの江西委員の最後の御意見ですが、これは厳しい運用指針を緩めるというものでは決してありません。むしろ、逆に厳しくするものだと思います。
請願文の中にも、「完全後払い制を導入してこそ、「日本一厳しい運用指針」と胸を張って、全国的に認められるものになるのではないのでしょうか」とありますが、この一文にも共感、同感です。
なぜこうやって市民から政務活動費のあり方について請願が出されるのか、皆さん考えてみてください。

短い間に議長が2人続けてやめるという事態を招きました。

富山市議会の信用は完全に失墜し、市民から見放されても当然のところを、むしろ、こうやって請願を出してくださる市民がいるということは救いだと思いませんか。

私は、多くの市民の反対の声を無視して議員報酬月額10万円引上げを強行した2016年6月定例会の総務文教委員会を思い出しています。当時、私の両隣にいた議員は二人とも元議長と現職議長でしたが、不正を働きながらみずからも議員報酬引上げを強行しました。その後も、政務活動費に関する市民の請願は全て不採択にしてこられました。

請願は市民からの積極的な提案と受けとめ、まずは採択して新しい議論を始めようではありませんか。以上、請願の採択を呼びかけまして、賛成討論といたします。

委員長 ほかに討論はありませんか。

村上委員 今の発言の中に事実誤認が含まれているよう

でありますので、議事録を精査していただきたいと思います。

委員長

わかりました。
ほかに討論はありませんか。

堀江委員

今回の請願は、政務活動費の支出を完全後払いにさせていただきたいということでございます。

先ほど事務局から経緯の説明がございました。今は、第三者機関が事前審査、事後審査をした上で、政務活動費を議員へ支給するという流れでございます。議会としては各派代表者会議で最終決定をされて今日に至っているものでございます。

したがって、今は実質完全後払いと言えらると思いますので、この請願に対しては不採択としたいと思います。

上野委員

私どもの会派も賛成の立場から討論させていただきます。

まずは、この請願文ですが、今の運用指針について細かいところで反対しているものではないです。マスメディアの方たちも含めて、確かに、後退しているといった言葉があったことも事実です。しかしながら、完全後

払い制を導入することによって、より一層厳しい形にできるのであれば、市民の方たちにも御納得いただけるのではないかというふうに感じています。

私たち自身が会派を通して審査をするだけではなく、市民の方にもこれから先のチェックを強化していただくために、ぜひこの請願を採択していただき、まずは一歩進ませていただきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにも議論はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、先ほど村上委員が言われました、事実誤認の発言について、議事録を精査しますので、暫時休憩いたします。

午前 10 時 29 分 休憩

~~~~~

午後 0 時 04 分 再開

委員長 休憩前に引き続き、委員会を開催いたします。お諮りします。

平成 31 年請願第 2 号における赤星委員の討

論での発言内容について、秘密会を開いて、確認したいと思います。

委員会条例第38条第2項の規定により、討論を用いずに挙手により採決いたします。

秘密会を開くことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手多数であります。

よって、秘密会を開くことに決定しました。

委員、事務局職員以外の議員並びに傍聴人、報道機関の方の退場を命じます。

〔秘密会〕

午後 0時21分 休憩

~~~~~

午後 1時08分 再開

〔秘密会〕

委員長

委員会に入る前に、皆さんにお伝えします。

請願に対する審査については、あす3月19

日（火曜日）午後1時10分から行うことにな

りましたので、よろしくお願いいたします。

次に議会事務局所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

赤星委員 確認したいのですが、会派から提出されている政務活動費の支出伝票については、公文書で間違いはないでしょうか。

庶務課長 会派から議長に提出された支出伝票は、最終的に市長に報告するという仕組みになっております。当然、議会事務局においても当局においても保管されており、公文書という扱いです。

赤星委員 公文書というときに、添付されている資料を含めて公文書ということで間違いはないですか。

庶務課長 支出伝票に付随したものであることから、当然公文書の取扱いになっております。

委員長 ほかにないようですのでこの程度にとどめます。
以上で、議会事務局所管分を終了いたします。議会事務局の皆さんは退室願います。説明員を交代しますので、しばらくお待ちください。

〔議会事務局退室／監査委員事務局入室〕

委員長 これより、監査委員事務局所管分の議案の審査を行います。
議案第1号 平成31年度富山市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費中、監査委員事務局所管分を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

監査委員事務局長 〔挨拶〕

監査委員事務局次長 〔予算に関する説明書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第1号中監査委員事務局所管分の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第1号中監査委員事務局所管分を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって本案件は、原案可決されました。
以上で、監査委員事務局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、監査委員事務局所管分で、議案以外に、何か質問はありませんか。

赤星委員 昨年、ことしといろいろな住民監査請求が出されておりますが、その件数と特徴的なことはわかりますか。

監査委員事務局次長 住民監査請求につきましては、昨年度は6件の請求がありまして、そのうち勧告が4件、棄却が2件という内訳になっております。
本年度は7月に1件、この3月に1件の請求がありまして、そのうち1件は監査中です。
7月にあった請求につきましては棄却という結果になっております。

赤星委員 勧告というのは、不当利得返還請求の勧告ですか。

監査委員事務局次長 おっしゃるとおり不当利得返還請求について、また、市が請求を怠っていたというものです。

赤星委員 この勧告によって市に返還された金額は合計で幾らになりますか。

監査委員事務局次長 返還された金額につきましては、手元に資料がございませんので、後ほど……

監査委員事務局次長 昨年度のものを1件ごとに申し上げます。
平成29年3月31日に請求があったものにつきましては、返還請求額が107万3,624円でございます。それに年5分の利息が別についてございます。平成29年7月に請求があったものにつきましては、返還請求額が全体で221万9,865円でございます。平成30年1月に請求があったものについては、利子も含めて合計で161万413円でございます。
平成30年度につきましては、次長が2件というふうに説明しましたが、平成30年7月のものについては、請求を受けまして請求人の主張に対し会派より疎明がされ、それにつ

いては不合理な点は認められないということではありましたけれども、政務活動費の支出について紛らわしい点—市民の方が疑問に思われる点があるということなので、その点は正してほしいという意見を付しております。また、新たに出てきたものについては、まだ受理をしておりません。受付をしている段階で、監査請求の要件が整っているか監査委員事務局で調べているところでございます。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、監査委員事務局所管分を終了いたします。

監査委員事務局の皆さんは、退室願います。説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔監査委員事務局退室

／選挙管理委員会事務局入室〕

委員長

これより、選挙管理委員会事務局所管分の議案の審査を行います。

議案第1号 平成31年度富山市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費中、選挙管理委員会事務局所管分

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

選挙管理委員会〔挨拶〕

事務局長

選挙管理委員会〔議案説明資料及び予算に関する説明書により説明〕
事務局次長

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

江西委員 一昨年度の定例会で確認させていただいた県議会議員選挙における点字の選挙広報についてです。あのときにはそれがなくて、次の選挙から実施を検討するということだったと思いますが、この予算の中には入っていますか。

選挙管理委員会 県議会議員選挙の選挙公報については県が担当しておりまして、名鑑版という形で発行されているというふうに伺っております。
事務局次長

江西委員 私の質問内容は、その他の質問でするべきですか。

委員長 後ほどお願いします。

高見委員 ちょっと大丈夫なのかなということがあります。選挙啓発費8万8,000円について、これはどのようなことをされているのですか。

選挙管理委員会
事務局次長 選挙時啓発について、富山市では富山市長・市議会議員選挙のときに選挙啓発費というものを予算化させていただいて、啓発しております。

それ以外の選挙一国政選挙や県政選挙についても、県がやっておられる選挙啓発とタイアップして、実施させていただいています。今ここでお願いいたしますのは、平常時の選挙啓発に係る諸費というものでございます。

高見委員 ですから、具体的にどのようなことをされているのですか。

選挙管理委員会
事務局次長 こちらでやっている平常時の選挙啓発については、明るい選挙啓発ポスターの作品募集一小・中・高校生を対象にして夏休みなどに描いていただいたポスターを富山市や国・県で選定して優秀な作品を表彰させていただいたり、県からの啓発物品を新成人や小学校6年生限定で配付するなどしています。そのほか、県の啓発推進会議というものがありまして、選挙管理委員や地区で啓発を担っ

ていただいている方に出席いただいたり、研修会へ参加していただいたりという形の中で活動させていただいております。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第1号中選挙管理委員会事務局所管分の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第1号中選挙管理委員会事務局所管分を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって本案件は、原案可決されました。

以上で、選挙管理委員会事務局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、選挙管理委員会事務局所管分で、議案以外に、何か質問はありませんか。

高見委員

けさの新聞で「図柄入りナンバープレート公選法違反か」という記事を目にしました。今、富山でも車のナンバープレートに地方版のものがあって、これが公職選挙法に違反するのではないかと各都道府県の選挙管理委員会にもものすごく問合せがあるということです。

ある県では違反ではないのに、ある県では違反だとなっていて、統一したものがないということです。

図柄入りナンバープレートの料金には、確かに寄附金が1,000円くらい入っていますが、どうなのでしょう。

選挙管理委員会
事務局長

委員が言われるとおりでありまして、その寄附金と言われるものは、各県でやっている協議会に一旦集まって、それから東京にある全国の協議会に集まって、それがまた配分されるという形です。

公職選挙法に違反して本来だめなのは、地元に対する寄附なので、各県の協議会に一旦集まったものを全国の協議会で集めて、それか

ら配分という形をどのように捉えるかということで、各都道府県の選挙管理委員会で意見が分かれているとは伺っております。

ただ、けさの新聞報道の中にもあったように、司法の判断が出ていないので、総務省の選挙課もただ危なそうだみたいな形で書いてありました。違反になるかどうかは司法の判断になると思います。

私どももたまに聞かれますが、公職選挙法に違反する可能性はあるのではないかというように一こちらとしても判断できないものですから一司法判断が出るまでわからないということです。

高見委員

今まで街頭募金は公職選挙法違反だと言われていました。赤い羽根共同募金なども公職選挙法違反だと言われていたので、寄附金が入っている図柄入りナンバープレートも当然公職選挙法違反になるのかなという思いだったので。富山市のほうでは何とも言えないという判断ですね。

選挙管理委員会
事務局長

赤い羽根共同募金などは、そのエリアから寄附金が出ないはずなのです。例えば富山県共同募金会が集めて、そのエリアで使って、地元に戻元されるという形だったかと思いま

す。

今の図柄入りナンバープレートについては、寄附金が一旦東京に行くという形になってから配分されるので、どこに対する寄附なのかということが曖昧なのかなという印象です。

高見委員 我々は図柄入りナンバープレートをつけてもいいということですか。

選挙管理委員会
事務局長 それは司法の判断になるということです。ただ、国土交通省が運用を見直すというような話もあると聞いております。
危ないと意識しておられるのかどうかはわかりませんが、見直すというような動きがあると聞いております。

高見委員 富山市としては危ないぞという判断ですか。

選挙管理委員会
事務局長 危ない可能性があるということです。公職選挙法違反のおそれがあります。

江西委員 先ほどの質問の件に戻ります。
県議会議員選挙の富山第1選挙区は16名、17名が立候補予定で、その中で11名が選ばれるということです。県の選挙管理委員会の名鑑版というものは、政党名と候補者名だ

けが出ているものだったと思いますので立候補者がどのようなことを訴えているのかということがわかりません。そういったことを点字にすることを、富山市選挙管理委員会から県の選挙管理委員会に働きかけしていただくことはできますか。

選挙管理委員会
事務局長

働きかけはできると思います。ただ、原稿が来てから実際に点字を起こしますので、そうすると物理的に日数がどうしても結構かかります。選挙運動期間の日数でできるかどうか……。

富山市で次の市議会議員選挙から実施しようとしているものも同じなのですが、点字を起こしてくれるところが限られていることから、立候補者の数などによって、時間的な制約はあると思います。

江西委員

事情は全国どこでも同じわけです。その中でやっているところがあるということであれば、富山市でも富山県でもできないことはないと思いますので、働きかけをよろしくお願いします。

委員長

要望ということですね。

ほかにはないようですので、この程度にとどめ

ます。

以上で、選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

選挙管理委員会事務局の皆さんは、退室願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔選挙管理委員会事務局退室

／企画管理部入室〕

委員長

これより、企画管理部所管分の議案の審査を行います。

議案第1号 平成31年度富山市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費中、企画管理部所管分、第3条債務負担行為中、企画管理部所管分、

議案第22号 富山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第23号 富山市特別職の指定等に関する条例及び富山市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第24号 富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第25号 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第26号 富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第56号 財産の無償譲渡の件、
以上7件を、一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

企画管理部長 〔挨拶〕

企画管理部次長 〔企画管理部所管分の概要について、
議案説明資料により説明〕

秘書課長 〔議案第1号中
富山市名誉市民贈呈式等開催費について、
議案説明資料により説明〕

企画調整課長 〔議案第1号中
首都圏レピュテーション向上事業費について、
地方創生関連事業費について、
大学生等定住促進事業費について、
議案説明資料により説明〕

広報課長 〔議案第1号中
選ばれるまちづくり事業費について、

議案説明資料により説明]

企画管理部参事〔議案第1号中
(公共施設マネジメント・
PPP推進担当) 公共施設等マネジメント推進費について、
官民連携推進事業費について、
議案説明資料により説明]

企画調整課長〔議案第1号中
富山ガラス工房事業費について、
議案説明資料により説明]

文化国際課長〔議案第1号中
中規模ホール整備官民連携事業費について、
桐朋学園富山キャンパス運営支援費について、
議案説明資料により説明]

情報統計課長〔議案第1号中
ライフライン共通プラットフォームによる暮
らしの質向上事業費について、
富山市センサーネットワーク構築事業費につ
いて、
富山市ホームページ常時SSL化事業費につ
いて、
議案説明資料により説明]

ガラス美術館次長〔議案第1号中

ガラス美術館展覧会開催事業費について、
議案説明資料により説明]

企画調整課長 〔議案第1号中
消費税率引き上げに伴う債務負担行為の追加
について、
議案説明資料により説明]

情報統計課長 〔議案第1号中
消費税率引き上げに伴う債務負担行為の追加
について、
議案説明資料により説明]

行政管理課長 〔議案第22号について、
議案概要書により説明]

職員課長 〔議案第23号について、
議案第24号について、
議案第25号について、
議案概要書により説明]

文化国際課長 〔議案第26号について、
議案概要書により説明]

企画調整課長 〔議案第56号について、
議案説明資料により説明]

委員長

皆さんに申し上げます。

審査の途中ですが、総務文教委員会は一旦休憩に入り、議会運営委員会終了後に委員会を再開いたします。

暫時休憩します。

午後 2時39分 休憩

~~~~~

午後 3時44分 再開

委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、質疑に入ります。

説明された順に審査を進めますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、予算案について、質疑はありませんか。

赤星委員

職員数の増減について、今、第3期行政改革実施計画、定員適正化計画で、5年間で職員数を54人削減するということだったと思いますが、新年度は職員数がどれだけ削減になるのでしょうか。

職員課長

新年度の職員数につきましては、まだ確定しておりませんので申し上げられませんが、平成30年4月1日では、一般行政部門では2、

708人となっております。

赤星委員 合併後の平成17年4月1日時点と比較すると、どうなりますか。

職員課長 一般行政部門では800人減っております。

赤星委員 保育所民営化によって保育士、学校給食調理業務民間委託によって調理員、またごみ収集の清掃業務員、こうした現業の方たちが大分減ってきていると思うのですけれども、合併後それぞれ何人削減になったのでしょうか。

職員課長 保育士につきましては162人、調理員につきましては164人、清掃業務員につきましては78人減っております。

赤星委員 旧町村の役場は総合行政センターになり、さらに昨年度から支所としての位置づけを廃止されて、行政サービスセンター、中核型地区センターとされたわけですが、その職員数は合併直後と比べてどのくらい削減されているのでしょうか。

職員課長 180人減っております。

赤星委員 次に、市の臨時的任用職員の方で、時給が一番安い方は幾らでしょうか。

職員課長 平成30年に最低賃金が引き上げられたことに伴いまして、時給を引き上げております。最低賃金が795円から821円に引き上げられたことから、時給換算でその821円を超える822円という方が一部おられます。職種で言いますと、日直や宿直といった方の給与がそういった状況になっております。

赤星委員 一昨年、月100時間を超える残業をしている職員は、市長部局、上下水道局、教育委員会、市民病院、消防局、合わせて197人だったと思います。これについては市長も驚かれていましたが、それから2年たちまして、超過勤務の状況はどの程度改善されているのか改めてお聞かせください。

職員課長 月100時間を超える残業をしている職員数につきましては、平成30年度は、この1月までで10人という状況になっております。

赤星委員 月100時間超以外で、何時間から何時間までというようによく報告されている残業時間についてはどうなっていますか。

職員課長 超過勤務が月80時間超100時間以下の職員数については94人、連続3カ月60時間超の職員については24人といった状況になっております。

赤星委員 全体での評価をどのように捉えておられますか。

職員課長 月100時間を超えるような時間外勤務をなくしていこうという目標を掲げてやっております。そういう意味では、ゼロにはなっておりませんが、今後とも月100時間を超える時間外勤務をなくすということで、その方針は堅持してやっていきたいと考えております。

赤星委員 議案概要書で説明された条例案については…

委員長 条例案は後ほどにしてください。  
ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、富山市名誉市民贈呈式等開催費について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、首都圏レピュテーション向上事業費について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、地方創生関連事業費について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、大学生等定住促進事業費について、質疑はありませんか。

村上委員 私は平成30年度からちょっと違和感を持ってこの事業を見ていました。まず、学生の居住地というか住民票の移動について、法律ではどのようなになっていますか。

企画調整課長 すみません、法律名は失念してしまったのですが、住民基本台帳法で実際の居住地に住民票を置くという規定がございます。

村上委員 学生の実際の居住地をどのように見るかということですが。例えば実家が射水市にあるけれ

ども、富山大学の近くで下宿しているという場合に、その下宿に住民票を移さなかったからといって過料をとっているのですか。

企画調整課長 生活実態のあるところが実際の居住地であると考えております。学生の場合は、たまに実家に帰られることはあるかもしれませんが、下宿先で生活しておられるということであれば、下宿先が実際の居住地だと考えています。

村上委員 過料をとっていますか。

企画調整課長 とっておりません。

村上委員 助成金というのは、普及促進のためによく出されるわけです。ですから、アヴィレを使ってほしいということでの助成金はわかるのですが、自動車運転免許というのは、恐らく就職する前に皆さん取得されるものだと思うのです。車離れと言われますが、運転免許についてはみんな取得されていると思います。運転免許の取得率については調べておられますか。

企画調整課長 調べておりません。

村上委員

ほとんどが取得されていると思います。ですから、助成金を出さなくても取得される運転免許について、3万円補助するというのはいかなものかということが違和感のもとなのです。

住民票を移動することに費用はかからないわけですね。住民票を移動することにお金がかかって、それに助成するというのならわかるけれども、そうではありません。住民票を移動したら自動車運転免許を取得するのに3万円助成されるということが、どうも違和感を覚えるところなのです。腑に落ちるように説明してもらえますか。

企画管理部長

富山大学には毎年1,800人余りの新生が入ってくるのですが、今、その約7割が県外出身者ということで、恐らく相当数の学生が住民票を移動していないだろうと考えています。まずこの事業の狙いは、転入の届出を促すための1つの取組みとして、去年5月からスタートさせたわけであります。

当初、申請はあまりなかったのですけれども、どんどん来るようになりまして、この2月、3月は企画調整課の窓口で若い方をよく見かけるようになりました。きょうも申請に来ているな、これでまた富山市民が増えたなとい

うふうに実はほくそ笑んでいるのですけれども、先ほど言いました90人、富山市民が単純に90人増えているわけです。

その学生をどのように定住人口につなげるのかというところが実は問題でして、今、富山大学の県外出身の学生が中心になって、県外から来ている学生—これは富山大学だけではなくて、県内の大学に来ている県外の学生に対して、もっと富山を知ってもらって、行く行くは定住してもらおうという目的で、県内の企業情報やイベントなど、富山県内の魅力を掲載した情報誌を県外出身の学生の視点でつくっています。

そこにこの事業や、富山市のユニークな取り組みを掲載することにしておりまして、県外の学生に広くPRをして、それが行く行くは定住—要は富山で働いて、住んでもらうことにつながっていくきっかけになればいいなというふうに思っています。

それと、住民票を移動すれば、3カ月後には選挙権が生じるので、例えば今度の富山県議会議員選挙や夏の参議院議員選挙の選挙権を得るわけです。もしかしたら彼らはその選挙に関心を持って、いろいろと候補者のことを調べて、それが行く行くは富山県に興味を持つことになって、ひいては、富山で働いてみ

よう、住んでみようというふうに結びついていくきっかけになっていけばいいなと思っています。

定住人口を増やすというのは並大抵のことではないと思うのですが、要は、単発の事業ではなくて、いろいろな事業を重層的にやって、富山ではこんなこともやっている、あんなこともやっている。花束を買って電車に乗ったら電車賃が無料になるとか、住民票を移動すれば自動車運転免許を取得するときに補助金を出している。富山はこんなにおしゃれなまちなのか、こんな事業もやっているのか、すごいな。それで、富山で働きたい、住んでみたいというふうに思ってもらえるきっかけの1つになればいいなと思ってこの事業をやっています。

これは職員提案の事業ですけれども、個人的に私はいい事業だなと思っています。これを広くPRして、行く行くは、これから受験しようという県外の学生にも広めて、富山県内の大学を目指してくれるようになれば、首都圏に流れている学生の歯どめ策にもつながるのではないかなと。そういうふうになってくれればいいなと思っておりまして、その辺をまた御理解いただければありがたいというふうに思います。

村上委員 ユニークな取組みの1つだと。ユニークな取組みであるとお認めになっているので、まあユニークですね。

今後、一般質問でも議員からユニークな提案がたくさん出てくると思いますので、どうか寛容にお認めいただいて、市長に御信任いただければなというふうに思っています。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、選ばれるまちづくり事業費について、質疑はありませんか。

江西委員 議案説明資料6ページの主な事業内容(1)シティプロモーション全国広告事業について、先ほど説明があったと思いますけれども、これはユーチューブなどにペロリッチの映像を流すことを言っておられるのですか。

広報課長 そのとおりでございます。

江西委員 例えば、おとし12月に八尾のおわらの映像を流していました。映像を流すシーズンと

どうか、そういったものは任せきりなのでしょうか。もしそうだとしたら、適時、季節に合うものを流すべきだなというふうに考えるのですが。

広報課長 予算の範囲内で、年間4本のアニメーションを流しております。その中で、何がいいかということで、こちらも提案はしますが、委託業者の提案とあわせてつくります。でき上がったものをすぐにアップしていくものですから、ちょっと時期がずれる可能性もあります。

ただ、年間で4本ありますので、昨年度つくったものを今年度に流すということもできます。その辺は今後も季節感あふれるものを流していきたいなと思っています。

江西委員 これは作成料というよりは放映料といったものだと思ったほうがいいのですか。

広報課長 作成料やウェブの管理料、発信料等もありますので、それらを全て含めたものであります。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、公共施設等マネジメント推進費について質疑はありませんか。

東委員 議案説明資料7ページに、スーパー等の生活必需施設を含む再編計画を策定すると記載されているのですが、スーパー等というと個人経営の店もあるため、個別で事業をやっている方に関してまで市で再編計画を策定していくことになる、民業をやっている方にとっては圧迫感を感じるのではないかと。この先、うちの商売はどうなるのかなとか、そういう心配も出てくると思います。そこら辺を丁寧に説明していかないとだめだと思うのですが、見解をお聞かせください。

企画管理部参事  
(公共施設マネジメント・  
PPP推進担当) この表現は若干わかりにくいものがあるかと思いますがけれども、これは公共施設の再編について地域ごとで考えていただくということとをまず基本としております。そのときに、まちづくりのさまざまな課題を公共施設の再編とともに解決していくということもあわせて考えていただくということで、この地域別実行計画は、公共施設だけを考えるのではなくて、もう少し幅広く考えていこうということで、まちづくりの計画としての立地適正化計画などにもかなうような形

—そこにはスーパーとか不足する業種の誘導といったようなことなども記載されておりますので—そういうものも念頭に置きながらトータルで考えていくということです。具体的にスーパーを対象に考えていくということとはちょっと違うので、説明が若干足りなかったかもしれません。

東委員

議案説明資料の趣旨を見ると、これは公共施設ということですが、更新・統廃合・長寿命化ということで、この先大変だぞというようなところに視点が行っている中で、スーパー等の生活必需施設ということにもなってくるものですから、これは現存しているスーパーも、言葉としては悪いですが、いわゆるリストアップみたいなものの対象に含まれていくのではないかという意識を経営者が持つのではないかと心配しました。そういう思いで質問しましたので、理解していただいて、しっかりと説明をしていただきたいと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、官民連携推進事業費について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、富山ガラス工房事業費について、質疑はありませんか。

村上委員 議案説明資料9ページの(7)まちなかミニ工場の廃止に伴う原状復旧等について、この事業を始めるときに私もこの委員会にいたと思うのですが、家賃は幾らで、幾ら補助していましたか。

企画調整課長 家賃は月21万6,000円でございます。

村上委員 幾ら補助していましたか。

企画調整課長 月21万6,000円の家賃のうち、入居者からは5万5,000円だけを支払っていただいておりますので、その差額が補助ということになります。

村上委員 当時の説明では、5年たったら自力がついてそのまま出ていけるというものでした。私は、物販でも20万円の家賃を出すのは大

変ですよ、自力がつきますかねと。物販ではなくて、教室などを開いて20万円の利益は出ないでしょうと言ったら、「いや、大丈夫です。5年たったらず力がついてここで借りてくれるのです」というような説明があったかと思うのですが、それはかなわなかったということですよね。

企画調整課長 おっしゃるようなもくろみもございましたが、実際やってみますと、個人作家の経営という形ではなかなか厳しい面もございました。

赤星委員 議案説明資料9ページの(4)富山ガラスラグジュアリーブランド開発事業について、今年度テストマーケティングを行われたとの説明がありましたが、どのような感じだったのでしょうか。

企画調整課長 先月2月20日から2月26日まで、日本橋三越本店の5階の和食器コーナーで、実際につくった富山のガラスを並べるというテストマーケティングを行いました。  
延べ30人の作家が36作品を製作いたしまして、その結果は、トータルの上上げが72万8,000円余りで、84点の品物が売れております。

赤星委員 和食器コーナーですから、その作品というのは和食などに使えるお皿や器ということですか。

企画調整課長 そのときは和食器に限らず、さまざまな用途のものが出ておりました。花器のようなものもありましたし、皿もありましたし、コップもございました。

赤星委員 今後どのようなところで販売していく予定ですか。また、市内で販売する予定はないのでしょうか。

企画調整課長 今、三越とは2020年まで一緒にやっていくというような話になっておりますので、そこまでは三越の各店舗に品物を並べることになるかと思えます。  
ただ、2020年以降につきましては、特に三越側としても使用を拘束するとか、そういうお考えはないようですので、いろいろなところに幅広く品物を出していくという形になるかと思えます。

赤星委員 三越以外での販売は考えておられないということですか。

企画調整課長 今申しましたとおり、2020年までは三越だけということでございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、中規模ホール整備官民連携事業費について、質疑はありませんか。

赤星委員 52億円をかけて中規模ホールを新たに整備されるということですから、これは本当につくってよかったと末永く言っていただけるようなものにしてほしいと思っております。そのためには、実際にホールをお使いになる方—演劇や音楽や舞踊やいろいろな関係者、実際に演劇を上演している方々など、また、富山市内にはいろいろなプロの劇団を呼んで実際にみんなで鑑賞する市民の団体もあります。そういった関係者の意見を十分に聞いて、参画していただくことが不可欠だと思います。議案説明資料には、事業者選定委員会とありますけれども、この選定委員会はどのようなメンバーですか。

文化国際課長 現在予定しておりますのは、PPPやPFI

などの官民連携に造詣の深い方や都市デザインの研究者、また会計を専門とされる方等から選任したいと考えております。

赤星委員 今申し上げましたけれども、その中に実際にホールを使うであろう演劇や音楽や舞踊、そういった芸術関係の方々や市民団体—富山にアマチュア劇団もあるわけですから、そういった方々もぜひ入れていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

文化国際課長 P F I の事業で進めることから、民間からの提案をいただくことにはなりますが、いただいた提案の評価につきましては、建築やにぎわいの創出、ホールを運営される方、また、工学を含む専門のお立場の方々から御意見をいただくことにしております。  
委員がおっしゃるとおり、なるべくホールに近い方—実際に利用されたり、もしくは鑑賞されたりする方々の御意見なども当然反映していくべきだと思っておりますので、そういったところから御意見をいただこうかと思っております。

赤星委員 ぜひ十分に意見を聞いて、反映していただきたいと思います。

委員長           ほかに質疑はありませんか。

赤星委員       議案説明資料10ページの事業内容の1行目に、「専門コンサルタントの支援を受けながら」とあります。この専門コンサルタントはどのようなところでしょうか。

文化国際課長   具体的に事業者名を申し上げますと、日本経済研究所でございます。

赤星委員       日本経済研究所は芸術分野に詳しいのでしょうか。

文化国際課長   芸術分野ではなく、PFI事業について、主としてコンサルタントを得意とされているところです。

赤星委員       では、なおさら先ほどのような意見を聞きながら進めていただきたいと思います。

委員長           ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           次に、桐朋学園富山キャンパス運営支援費について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、ライフライン共通プラットフォームによる暮らしの質向上事業費について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、富山市センサーネットワーク構築事業費について、質疑はありませんか。

赤星委員 まず、予算額4,121万円の内訳を教えてください。

情報統計課長 まず、センサーデバイスの追加購入費として60万円、今設置しているアンテナの修繕費として60万円、システムの保守運営、システム使用料、運営支援費として3,300万円、アンテナの移設—アンテナ3カ所の設置を今予定しておりますけれども、そちらが700万円でございます。

赤星委員 昨年9月定例会で、2億4,000万円の補正予算を要求されましたよね。それは既に執行済みですか。

情報統計課長 執行済みでございます。

赤星委員 議案説明資料には、小学校の児童の登下校時の位置データを収集する実証実験の継続実施や、また庁内のタスクフォースにより部局横断的な利活用のさらなる推進を図るほか、富山大学やインフラ事業者、NPO団体等から構成する協議会において、産学官の枠を超えて民間での利用促進についても検討すると記載してありますが、これ自体には費用はかからないのですか。

情報統計課長 消雪装置稼働状況につきましては、建設部で予算要求されています。その他では、小学校の見守り事業について、センサーデバイスは今年度購入したものを使い回す予定でございますが、事務手数料一学校のさまざまな消耗品やお願いする家庭への依頼文書に関する消耗品、また、富山大学に分析委託をお願いしておりますので、それについて費用がかかってまいります。

また、タスクフォースや協議会には、今、全国やヨーロッパでLPWAを使って実施されている事業の実施例などを収集していただくという話も含まれておりますし、実際事業化するに当たって、担当課へアドバイスしてい

ただくためのコンサルタント料といった使用料も含んでおります。

赤星委員 小学校2校で行われた実証実験の結果について御報告いただけますか。

情報統計課長 今年度実施しました小学生の見守り事業の概要について説明いたします。

まず、実施校につきましては、芝園小学校と速星小学校の2校でございます。小学校の保護者の皆さんに依頼文を出して、センサーを持ってもらうという同意をいただいてから事業を実施するという形にしておりまして、実際、芝園小学校では593人中267人の児童、保護者の御賛同をいただいて事業を実施しております。速星小学校につきましては、863人中551人の参加をいただいております。

事業の実施につきましては、平成31年1月21日から2月15日までの約1カ月間です。実験状況につきましては、1月21日から2月1日までは1・3・5年生、2月4日から2月15日までは2・4・6年生とし、1人当たり2週間分の移動データの収集に御協力をいただいたところでございます。

この結果につきましては、2月中に何とかま

とまりまして、保護者へ通知して、小学校やPTA、自治振興会に説明をいたしました。こちらに今、センサーデバイスの現物をお持ちしておりませんが、児童の皆さんの移動状況を学年別に一堂に配置して、登校時、下校時にどういったところを通っているのかというものを地図上で視覚化させていただきました。

保護者からの感想は寄せられていないのでわかりませんが、PTAや学校からは一通学路は当然御承知されていて、大体の位置図はわかっておられたのですが、「視覚化することによって本当に通っているところの確認できた」「特に下校時については、こんなところも通っているのだ」というような御意見をいただきまして、今後、この図形について活用していきたいという言葉をいただいております。

また、芝園小学校ではあまり変わらなかったのですが、速星小学校では天候によって下校時の子どもの移動範囲がちょっと変わってきているというところも見ることができました。

いろいろなデーター時刻等も収集しておりますので、例えば時間帯や天候、日によってどういったデータを集められるのかを今後また

分析して、次年度以降に活用してまいりたいと考えております。

赤星委員 今度、また別の小学校で児童の実証実験の継続実施を行っていくということですか。

情報統計課長 来年度は14校で実施し、今後5年をかけて全小学校区で実施させていただきたいと考えております。

赤星委員 今回、芝園小学校は593人中267人、速星小学校は823名中……

情報統計課長 863人中551人です。

赤星委員 そうすると、協力いただけなかった児童数はそれほど少ないわけではなく、協力いただいた児童数は6割ぐらいです。  
この数字についてはどのように評価しておられますか。

情報統計課長 私どものほうでは、参加児童数は8割を目指して周知を努めておりましたが、事業期間も短かったことから、私どもの周知不足は否認しないということでございます。  
来年度につきましては、PTA総会や保護者

の集まりがあるときに直接出向いて御説明するほか、文書での御案内、また、速星小学校では保護者メールを活用して事業の周知に御協力いただいたということもございますので、そういったツールも活用しながら、学校のほうに協力を求めて、この事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

赤星委員 先ほどの予算額の内訳ですけれども、センサーデバイスの追加購入費60万円というのは何個分なのでしょうか。

情報統計課長 60個程度を考えております。

赤星委員 前回の補正予算で購入したのは何個で、また今回追加する理由をお聞かせください。

情報統計課長 前回の補正予算では1,200個を購入しております。児童に持っていただく場合に、紛失などが考えられますが、今後の事業展開を考えた場合に、やはり1,200個が必要となることから、紛失率は大体5%ぐらいかなと考えて、追加購入は60個と考えました。なお、今現在で紛失されたものは2個です。数は不明なのですが、機能障害等が発生したものについてはセンサーデバイスを回収して

今検証しております。必要最低限の執行を考えております。

赤星委員 保守点検とおっしゃいましたが、3,300万円は毎年同じようにかかってくるものなのですか。

情報統計課長 概ね、この金額になると思います。

赤星委員 アンテナの移設で700万円という説明がありましたけれども、移設というのは、どこのアンテナをどこへ移設するのでしょうか。

情報統計課長 アンテナは今、市内の公共施設や防災無線アンテナ、防災無線柱に設置させていただいているのですが、来年度、山間部のほうで防災無線アンテナの建てかえ工事が行われると伺っておりますので、その建てかえに合わせた移設という形でございます。

企画管理部長 補足させていただきますけれども、このセンサーネットワークについてはいろいろな使い方ができると思いますので、これから庁内タスクフォースや外部の協議会でいろいろ協議させていただきます。  
今回、小学校で2校をモデルとしてやりまし

た。先ほど情報統計課長が言いましたように、5年かけて全小学校のデータをとる予定にしていますけれども、ビッグデータとしては参加児童数が6割でも十分なのかなと思っています。

また、来年度、市民生活部で通学路130カ所に防犯カメラをつけます。この前、市民生活部長に伝えたのは、果たしてそこが妥当な設置場所なのかどうかということはこのセンサーネットワーク構築事業のデータを使ってぜひ検証してほしいと。これから全小学校で児童の登下校のデータをとりますので、その防犯カメラの場所を地図にプロットして、防犯カメラの設置場所が果たしてその場所がいいのかどうか、別の場所のほうがいいのではないかという検証に、このセンサーネットワーク構築事業のデータを使ってやってほしいと思います。

そういう使い方でもできると思っています。冒頭で言いましたように、いろいろな使い方があって、可能性がありますので、これはぜひ庁内タスクフォースや協議会でいろいろな議論をしていただいて、またアドバイスをいただこうと思っています。

赤星委員

こういった技術というのは本当に日進月歩だ

と思います。

5年間とおっしゃいますけれども、その間にまた新しいバージョンが出たりして、買い換えをする必要が発生してくることはないのでしょうか。

情報統計課長 私どもが使います通信技術はL o R a W A N というもので、結構前からある通信技術でございます。

ただ、それを使った通信方法というものにつきましても、電波規格もございませぬけれども、変わらず使えます。したがって、この設備がある限り、新しい技術ができたためにデータがとれなくなるということはございませぬ。

上野委員 データデバイスを60個追加して購入されるということですが、先ほど、去年購入されたものは1,200個というふうにおっしゃったと思います。来年度は14校程度で事業を行うということですが、時期をずらして実施されるということで間違いはないのでしょうか。

情報統計課長 今回の予定では、2学期に、調査期間は大体2週間から3週間を予定しております。今年度を実施した調査結果については富山大学の西大教授とも御相談しております、デ

一夕をとる調査期間については、一月も必要ないのではないかということです。

したがって、1回にわたり4校程度、それを何回か繰り返すという形で実施したいと考えております。

上野委員

先ほど、速星小学校の場合は天候によって移動場所が変わっていたというふうにおっしゃったと思うのですが、そうなると、時期が少しずれただけでも移動箇所がずれてしまうのではないかなと思ったのですけれども、その点についてはどのように考えておられるのでしょうか。

情報統計課長

まさにそのとおりだと思います。雪が降るといふ状況については異なると思いますが、今年度は幸いにもあまり積雪がなかったということで、雪の時期の調査をどうするかということについては、今後また考えていかなければいけないのですが、要は、子どもの行動範囲が広がるであろう2学期に調査を行って、各校下のデータとの整合性を図ってまいりたいと考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、富山市ホームページ常時SSL化事業費について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、ガラス美術館展覧会開催事業費について、質疑はありませんか。

上野委員 先ほどの説明の際に、日程が合えばワークショップなども実施したいというふうにおっしゃったと思うのですが、具体的にどのようなワークショップを考えておられるのでしょうか。

ガラス美術館次長 リノ・タリアピエトラさんが開会式にいらっしゃる予定になっておりますので、その翌日にガラス工房を貸していただきまして、公開制作をしたいなというふうに検討しております。

上野委員 ワークショップは、参加された方も一緒にできるようなものなのか、それとも本当に公開だけということですか。

ガラス美術館次長 今のところ、一般の方は見学のみということ  
を伺っております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、消費税率引き上げに伴う債務負担行為  
の追加（指定管理者による施設管理運営分）  
について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、消費税率引き上げに伴う債務負担行為  
の追加（情報セキュリティサービス等使用料  
分）について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、議案第22号から議案第26号までの  
条例等について、質疑はありませんか。

赤星委員 議案概要書4ページの富山市職員の勤務時間、  
休暇等に関する条例の一部改正についての説  
明のうち、国家公務員についての措置の中で、  
大規模災害時の話があったと思いますが、国

家公務員では具体的にどのような措置がされているのか教えてください。

職員課長 基本的には人事院規則に沿った形での措置の改正を予定しております。

赤星委員 その人事院規則では、大規模災害時についてはどのようなになっているのでしょうか。

職員課長 読み上げる形でよろしいですか。

委員長 要点だけでお願いします。

職員課長 簡単に申しますと、国の各省各庁の長が、いわゆる特例業務一大規模災害の対処などですが、こういったものに従事する職員に対しては、上限については適用しないという内容になっています。

委員長 上限を適用しないとは。

職員課長 先ほどの説明のときに申し上げた上限はございますが、その上限はこのような業務については適用しないこととなっております。

委員長 ほかに、この条例等に関して質疑はありませ

んか。

〔発言する者なし〕

委員長 最後に、議案第56号 財産の無償譲渡の件について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第1号中企画管理部所管分、議案第22号から議案第26号まで、議案第56号、以上7件を一括して討論に入ります。討論は、ありませんか。

赤星委員 私は、ただいま議題となっております議案第1号 平成31年度富山市一般会計予算の職員の削減について反対討論したいと思います。第3期行政改革実施計画、定員適正化計画に基づき、正規職員をさらに減らして非正規職員や民間委託に置きかえていくことは、公務労働を低賃金で、不安定な雇用の方を増やすことにつながります。  
職員数の削減は、長時間過密労働にも影響することは否定できません。

また、地震、豪雨災害などが増えておりますので、大きな災害のときに対応できる公務員の存在というものが本当に大切だと感じています。

この5年間で職員総数をさらに削減し、そして民間委託や民営化を拡大する方針と予算に反対です。以上です。

委員長           ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号中企画管理部所管分を挙手により、採決いたします。

本案件について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長           挙手多数であります。

よって、本案件は、原案可決されました。

次に、議案第22号から議案第26号まで、議案第56号、以上6件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は、原案可決されました。

以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終  
了いたします。

次に、企画管理部からの報告事項6件のうち、  
まず平成31年4月行政組織の一部改正につ  
いて、

多様な働き方推進事業における生活実態調査  
等の結果について、

地域別実行計画及びリーディングプロジェク  
トの基本構想の策定について、

以上3件を一括して、順次、当局の説明を求  
めます。

行政管理課長

〔平成31年4月行政組織の一部改正につい  
て、

議案説明資料により説明〕

企画調整課長

〔多様な働き方推進事業における生活実態調  
査等の結果について、

委員会資料により説明〕

企画管理部参事〔地域別実行計画及びリーディングプロジェクトの基本構想の策定について、  
(公共施設マネジメント・PPP推進担当) 委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、富山市高度情報化ビジョンについて、  
富山市ICT部門の業務継続計画（富山市ICT-BCP）について、  
中規模ホール基本計画（案）について、  
以上3件を一括して、順次、当局の説明を求めます。

情報統計課長〔富山市高度情報化ビジョンについて、  
富山市ICT部門の業務継続計画（富山市ICT-BCP）について、  
委員会資料により説明〕

文化国際課長〔中規模ホール基本計画（案）について、  
委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありますか

せんか。

赤星委員

中規模ホール基本計画（案）についてお伺いします。基本方針が3つございますが、その中で、「多様な芸術文化に親しむことができる施設とする」というものがあります。非常に大切なことだと思っております。そして、3つ目には、「市民ニーズに合った、市民が使いやすい施設とする」と。これも大切なことだと思えます。

ところで、委員会資料35ページ、36ページを見ますと、図面が書いてありまして、一番上の青い網かけのところに「中規模ホール（案）（ブラックボックス型）」とあります。このブラックボックス型というものがどういうものか御説明をお願いします。

文化国際課長

簡単に申し上げますと、座席も全て取り払って、本当にフラットー平面になるホールのことをいっております。

赤星委員

本会議の市長の答弁で、歌舞伎も上演できるようなホールにしたい、花道もつくりたいというような答弁があったと思うのですが、花道はどのように設置するのでしょうか。

文化国際課長 今現在の計画ではございますが、仮設の花道を設置したいと考えております。

赤星委員 委員会資料には、「多様な用途や演目に対応可能なホールとする」と記載されていますが、演劇に限って関係者に御意見を聞いてみました。

先ほど紹介したプロのいろいろな劇団を年間6回ぐらい呼んでいる富山市にある演劇鑑賞団体の責任ある立場の方や、毎年国立劇場や大阪の国立文楽劇場に出ている劇団の責任ある立場の方にもお聞きしましたが、演劇で言いますと、このブラックボックス型だと舞台の上手、下手に袖がないし、奥行きもないため、いわゆる多幕物—多い幕の物と言われる場面転換のある芝居—お殿様の座敷だったり、長屋になったり、外の景色、隅田川になったり、そういう歌舞伎でも現代劇でも、場面転換のある芝居は、大道具を収納しておくところがないため上演は限りなく不可能になりますという御意見でした。

特に、歌舞伎や時代劇の上演は、限りなく不可能になってしまうということで、一杯飾りといって、開演前に既に大道具が設置してあって、劇中はそれしか使わないという一幕物であればできるけれども、多幕物はできない

ことから、作品が本当に限られてしまうという御意見でした。

したがって、先ほどから口を酸っぱくして言っておりますが、そうした関係者の意見をぜひ聞いていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

文化国際課長 委員会資料36ページにホール内観イメージパースがございます。舞台袖については、一応仮設の舞台袖を考えております。

今委員がおっしゃった御意見というのは、大変重要な視点であるというふうに思って聞いておりました。当然、今の御意見につきましては至急関係者等と別途協議して、こういった解決策があるのかという話をしていきたいと思っております。

赤星委員 つくってしまったらもう直せないわけなので、実際使用する方々の意見をぜひ聞いてほしいと思います。

その上で、事業スケジュール（案）に「平成31年3月定例会終了後にパブリックコメントを実施し」と書いてありますけれども、この時期についてはどのように考えておられますか。

文化国際課長 本定例会終了後すぐにパブリックコメントを実施しまして、4月上旬には計画という形にしたいと思っております。

赤星委員 期間的にちょっと短いのではないかと思います。せめて期間を1カ月ぐらいにできないのでしょうか。

文化国際課長 それについてはちょっと協議をさせていただきたいと思っております。

赤星委員 残念ながら、ほかのパブリックコメントでも寄せられる意見が少なかったりするのですが、先ほど言いました専門の方々への意見聴取というのは、パブリックコメントとは別でやっていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

文化国際課長 先ほど私が申し上げたのは、パブリックコメントとはまた別のやり方として評価をしていきたいと思っております。

赤星委員 富山市には、近隣の市に比べて使いやすいオーソドックスなホールがないと言われております。せっかく新しくつくられるのですから、この際、県民会館や教育文化会館、オーバー

ド・ホールの使いづらい点や、もっとこうだったらいの点について十分に考察していただいて、将来に禍根を残すことのないように、ぜひ市民団体や演劇鑑賞団体、劇団関係の方などにも参加していただいて、十分な協議を行っていただきたいと要望します。

#### 高見委員

中規模ホールについて、近くにオーバード・ホールがあるので、物によっての使い方をしっかり考えていったほうがいいと思います。アブ蜂取らずで、あれにも使うこれにも使う、何でもかんでも使うような形にしてしまうと、結果的に果たしてそれでよかったのかということになる場合もありますので、こういったものについてはオーバード・ホールを使ったほうがいい、しかし、こういうものについては中規模ホールでいいよというような物の考え方をしてください。

今、せっかく周りの地域で、施設の使用方法などいろいろなことを考えています。中規模ホールもそこをしっかりと分けて考えていかないと、ほかのものを潰しておいてそこで何をやっているのかというようなことにならないように、ひとつしっかりと考えてやっていただきたいと思います。要望しておきます。

企画管理部長 今委員がおっしゃったように、その辺はしっかり整理をして、市民の皆様にご理解いただけるような施設にしていきたいと思っております。しっかりとやっていきたいと思っております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
次に、企画管理部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、企画管理部所管分を終了いたします。  
お諮りいたします。  
本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思っております。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
明日3月19日（火曜日）は、午後1時10分から委員会を開き、請願の審査を行います。  
本日は、これをもって散会いたします。